

令和 3年度 鳥羽ジンチョウゲ公園藤棚修繕

設計書

(当初設計)

工事番号

路線名等

工事箇所 兵庫県明石市沢野1丁目地先（鳥羽ジンチョウゲ公園）

工 種

工 事 費				概 要			
	実 施 (前回変更)	今 回 変 更	増 減 額	藤棚撤去 1基 藤棚設置 1基			
設 計 額 (内消費税額)	円 (円)	円 (円)	円 (円)				
請 負 額 (内消費税額)	円 (円)	円 (円)	円 (円)				
執行方法	請負	施工日数 または 施工期限	2021年11月30日限り				
(起工理由)							
				前金払 無			
				部分払 無			

総括情報表

単価適用年月日	0-03.08.01(0)		
	今 回		前 回

工事費内訳書

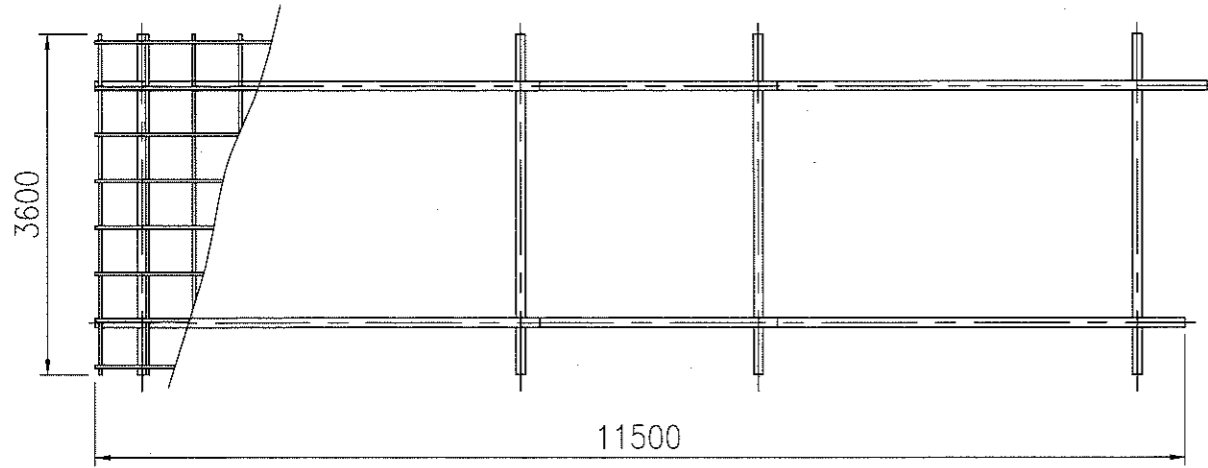
頁0-0002/0006

	費目・工種・種別・細目	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
本工事費											
施設整備											
建築施設組立設置工											
パーゴラ工											
パーゴラ設置											
公園施設等撤去・移設工		1			式						工種 第0001号明細表
公園施設撤去工											
公園施設撤去											
仮設工		1			式						工種 第0002号明細表

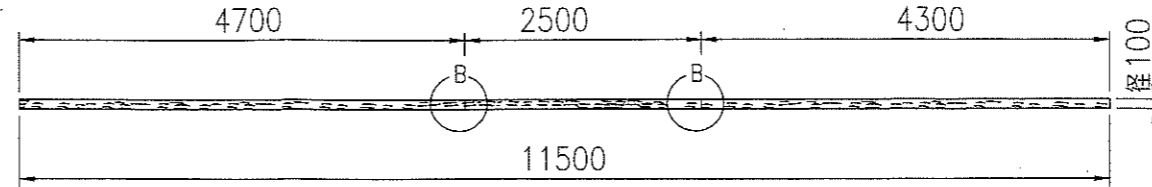
鳥羽ジンチョウゲ公園藤棚修繕 (計画図)

テダ-ウッド 藤棚同等品以上

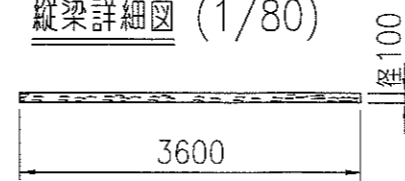
平面図 (1/80)



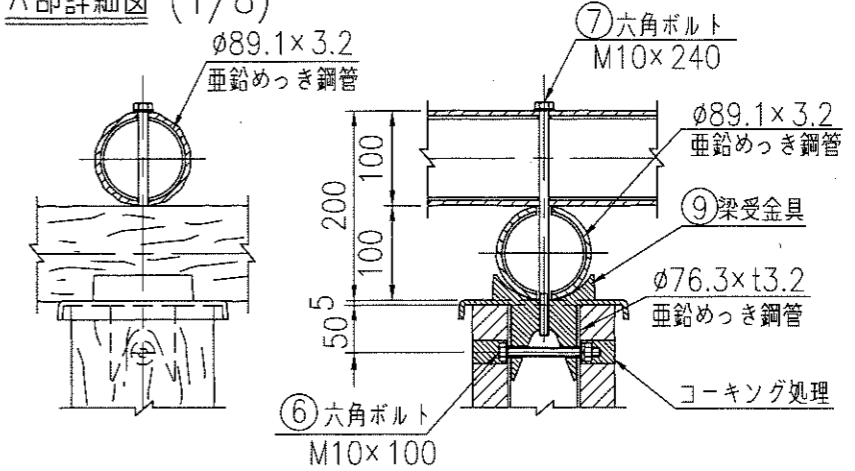
横梁詳細図 (1/80)



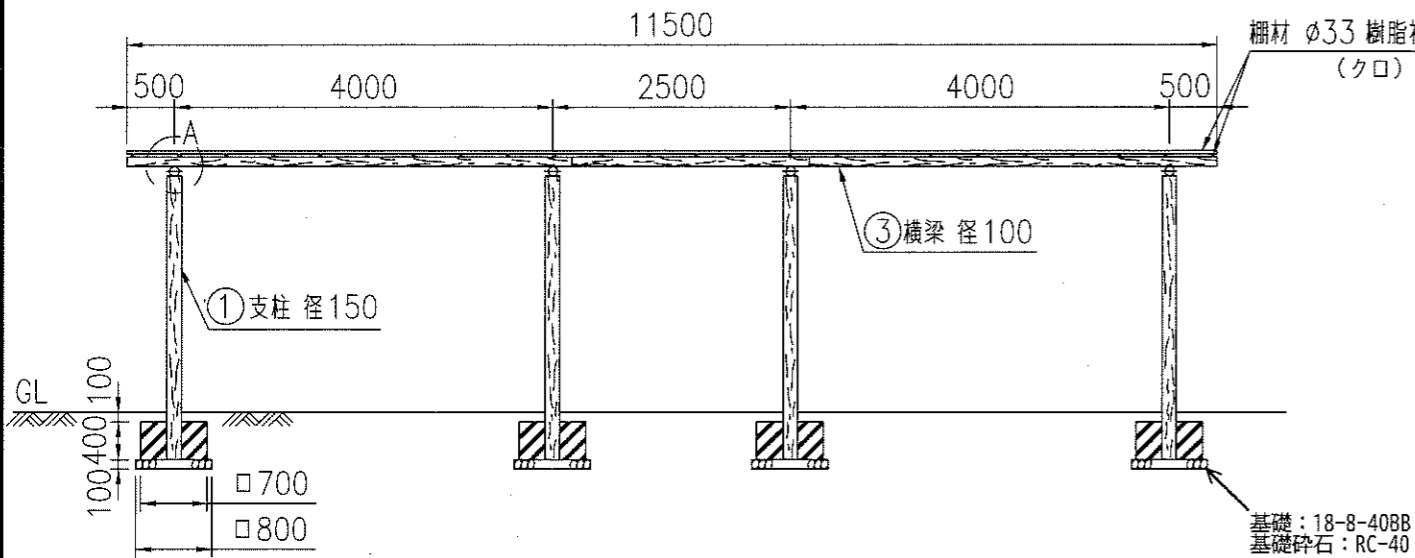
縦梁詳細図 (1/80)



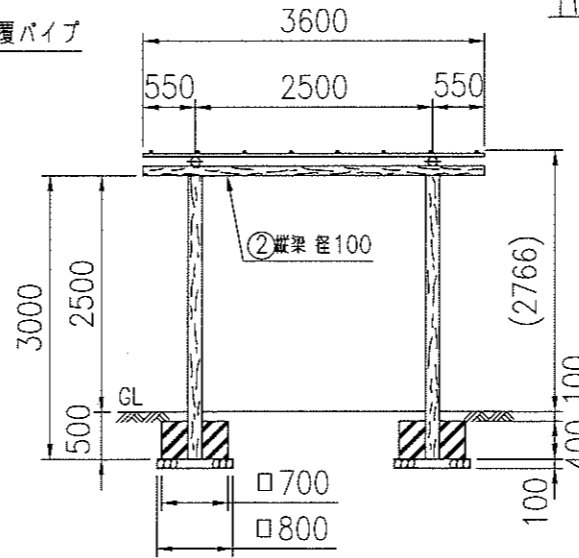
A部詳細図 (1/8)



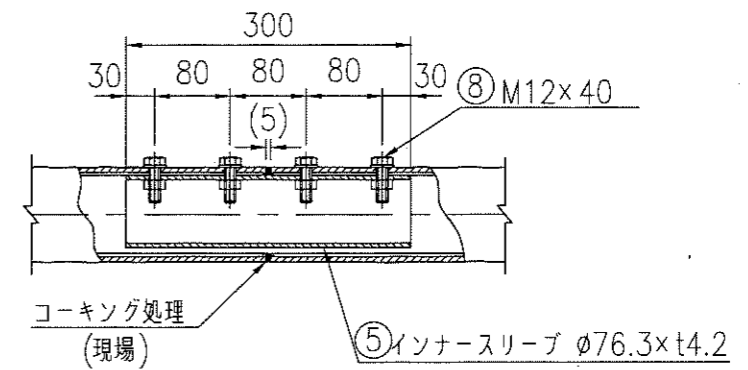
正面図 (1/80)



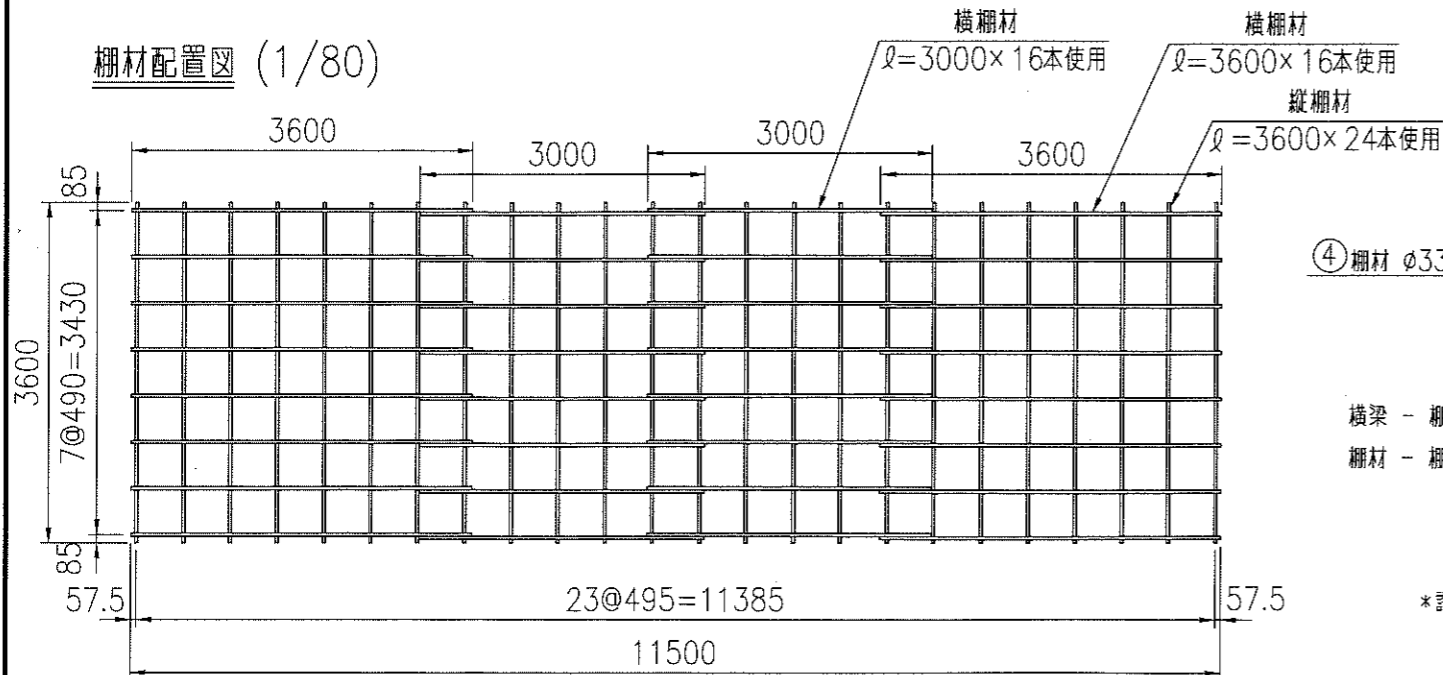
側面図 (1/80)



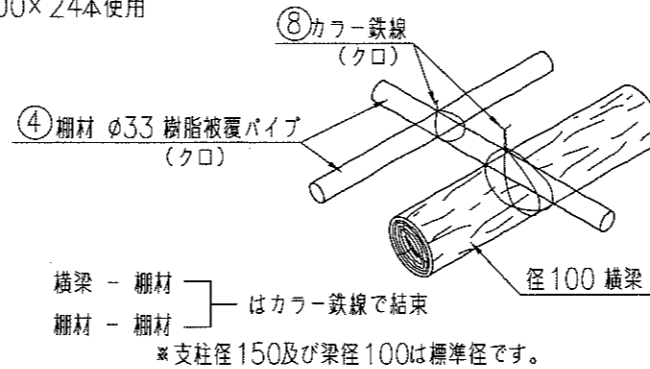
B部詳細図 (1/8)



棚材配置図 (1/80)



横梁-棚材結束図



*許容積載荷重は 30kg/m²です。

- ※1. 既設支柱は基礎天端まで撤去し、既設基礎は残置するものとする。
- ※2. ブロック舗装については原則、既設を流用し復旧を行うこととする。不足部についてはコンクリート舗装 (t=7cm) 刷毛引き仕上げを行うこととする。
- ※3. 藤 (樹木) については、着手前に市で剪定を行うが、原則、撤去せずに設置を行うこと。支障部分の枝払いなどは監督員と協議を行い、実施すること。

部材数量表 (1基当たり)

部番	部材名	材質	概要	数量
1	支柱	STK400+PE	亜鉛めっき+樹脂被覆	8
2	縦梁	STK400+PE	亜鉛めっき+樹脂被覆	4
3	横梁	STK400+PE	亜鉛めっき+樹脂被覆	2
4	棚材 φ33	SPCC+PE	樹脂被覆鋼管	56
5	インナー Sleeve	STK400	亜鉛めっき+静電粉体塗装	4
6	六角ボルト (M10x100)	ステンレス	B, N1, W, 2 SW1	8
7	六角ボルト (M10x240)	ステンレス	B, W1, SW1	8
8	六角ボルト (M12x40)	強度区分 4.6	溶融亜鉛めっき	16
9	梁受金具	AC3A		8
10	カラー鉄線 (#14)		クロ	16kg

特記仕様書

工事名 鳥羽ジンチョウゲ公園藤棚修繕
工事場所 兵庫県明石市沢野1丁目地先（鳥羽ジンチョウゲ公園）
工期 契約締結日の翌日から令和3年11月30日限り

1（適用）

- 1）本特記仕様書は、上記記載の工事に適用する。
- 2）設計図書は、仕様書及び設計書とする。
- 3）本工事の施工にあたっては、契約書及び設計図書によるほか、以下の図書の最新版及び本特記仕様書によらなければならない。

土木工事共通仕様書	（兵庫県県土整備部）
土木工事施工管理基準	（兵庫県県土整備部）
土木請負工事必携	（兵庫県県土整備部）
小型構造物標準図集	（兵庫県県土整備部）

2（法令等の厳守）

本工事の施工にあたり、関係法令を厳守し、必要な諸手続きを行うこと。

3（書類の提出）

- 1）明石市の定める様式により、書類を提出すること。
- 2）工事着手前に施工計画書（施工要領）および材料承諾願、施工図など施工に必要となる書類を監督員に提出し、監督員の承諾を得た後、着手すること。完成時には上記及び工事写真、出来形図などを取りまとめた完成図書を提出すること。

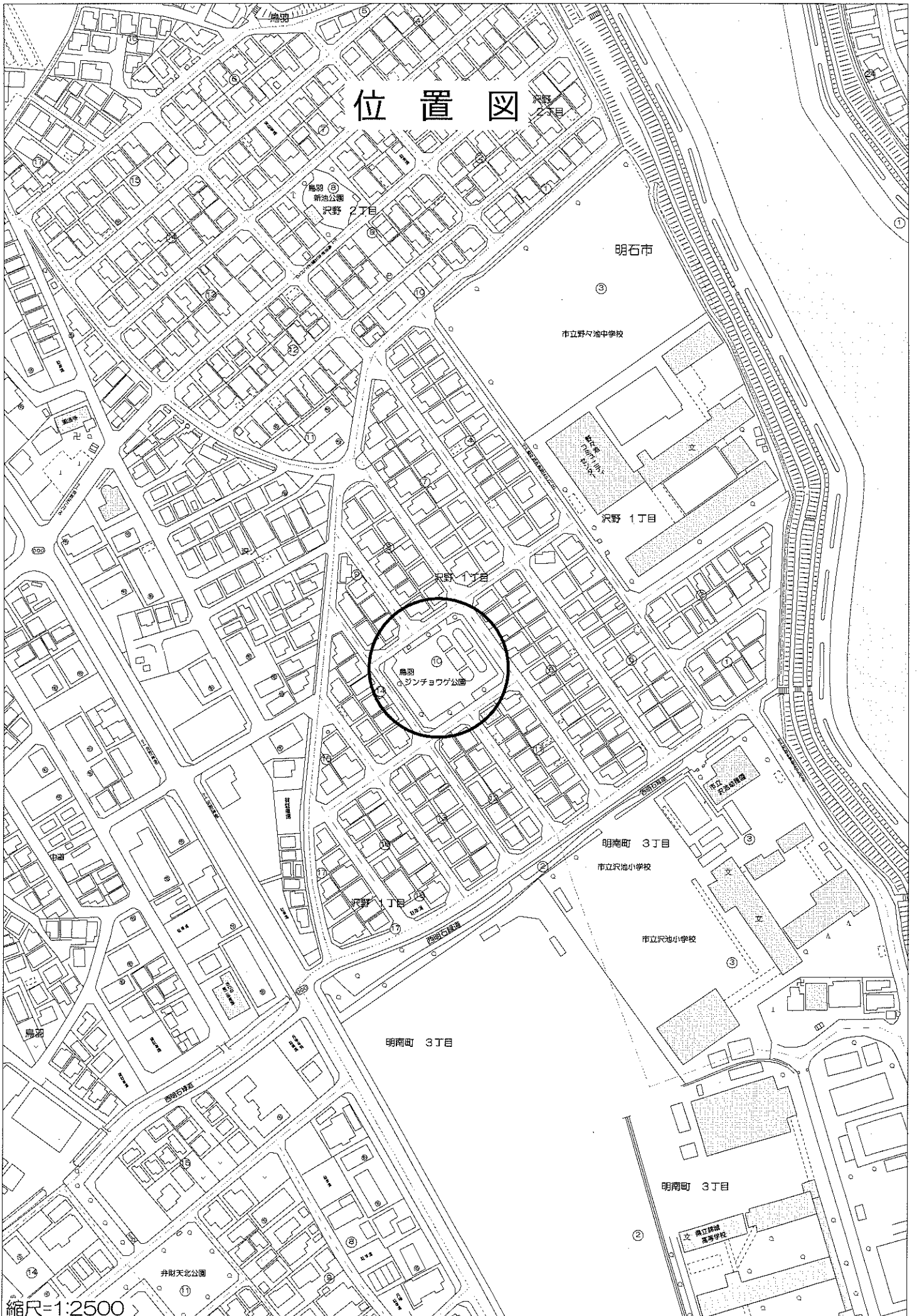
4（事前調査等）

- 1）工事着手に先立ち、現地踏査、測量等を十分に行い、現場状況を把握するとともに、設計図書の照査、現場条件に適した施工等について十分に検討すること。また現地との違いがあれば速やかに監督員に報告し、その指示を受けること。
- 2）近接構造物の事前調査を行い、損傷箇所がある場合は写真撮影し、監督員に報告すること。
- 3）定めのない事項や疑義が生じた場合、受注者は監督員と協議を行い、決定すること。

5（施工）

- 1）公園利用者の利用及び安全等に十分配慮し、安全対策を十分に行い、施工すること。また工事区域は単管バリケードなどで適切に明示し、安全対策を行うこと。
- 2）施工中、施設を破損、汚損しないよう留意し、作業を行うこと。
- 3）ブロック舗装については原則、既設を流用し復旧を行うこととする。不足部についてはコンクリート舗装（ $t=7\text{cm}$ ）刷毛引き仕上げを行うこととする。
- 4）藤（樹木）については、着手前に市で剪定を行うが、原則、撤去せずに設置を行うこと。支障部分の枝払いなどは監督員と協議を行い、実施すること。

位置図



縮尺=1:2500